

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル
日・EU 両政府への提言
[仮訳]

2025 年 2 月 12 日 東京

ワーキング・パーティ 3
デジタル・イノベーション&モビリティ

ワーキング・パーティ・リーダー：

ダッソーシステムズ株式会社
代表取締役社長
フィリップ・ゴドブ

富士通株式会社
取締役会長
古田 英範

略称・略語一覧表

略語	意味
AI	Artificial Intelligence
BASA	Bilateral Aviation Safety AgreementEU-Japan
BRT	Business Round Table
DPA	Data Processing Agreement
DX	Digital transformation
DFFT	Data Free Flow with Trust
EASA	European Aviation Safety Agency
ECCG	The European Cybersecurity Certification Group
EPA	Economic Partnership Agreement
EU	European Union
EUCS	European Cybersecurity Certification Scheme for Cloud Services
GDPR	General Data Protection Regulations
GX	Green transformation
IAP	Institutional Arrangement for Partnership
ICT	Information & Communications Technology
IFR	Instrument Flight Rules
IoT	Internet of Things
ITA	Information Technology Agreement
JISC	Japanese Industrial Standards Committee
JSI	Joint Statement Initiative
MC	Ministerial Conference
MRO	Maintenance, Repair and Overhaul
NIS	Network Information Security
RE	Renewable Energy
SME	Small and Medium-sized Enterprise
R&D	Research and Development
WP	Working Party
WTO	World Trade Organization

エグゼクティブ・サマリー

ハイライト

WTO等複数国間での進捗内容

本年度はデジタル分野において、大きな進展があった年であった。特に、複数国間交渉においては、2024年7月に電子商取引に関するWTO共同声明イニシアティブにおいて、電子通信に対する関税賦課の禁止を含むテキストの達成がなされた。

また、2024年3月に開催されたG7 産業・技術・デジタル大臣会合のG7閣僚宣言において、広島AIプロセスの推進に合意された。

日EU間での進捗内容

日EU間では、2024年4月に開催された第二回日 EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合の日 EU 共同声明により、デジタル問題に関する EU と日本の協力が前進し、また、2024年5月開催の第5回日EUハイレベル経済対話において、EU・EPA改正議定書の「データの自由な流通」規定について、発効に向けた双方の国内手続きが完了した。

昨年からの更新

このようなデジタル分野の進展を受けて、今次WP3の提言書では、両国の関係性の発展に寄与するため、日本とEUが信頼できるパートナーとして、新たに量子技術開発や先進技術開発への共同開発を促すとともに、両国間のオンラインプラットフォーム規制の執行に関する協力を追記した。個別分野としては、小型無人機及びシステムに関する協力を促すこととしている。

また、2025年はEUにおけるデジタル分野の規制の「執行の年」であるため、EU AI法及びデータ法のガイドライン早期発行等に関する事項をEU当局等に促すこととした。

はじめに

デジタル・イノベーション

最近の地政学的な緊張の高まりの中で、日本とEUは価値観と原則を共有する同志国として、強固な協力関係を結んでおり、近年その重要性が高まっている。

こうした国際情勢の不透明感の高まりを受けて、経済安全保障や強靱で持続可能なサプライチェーン構築などが強く求められており、日EU間で持続可能性や信頼性などの共通の原則に基づき、官民連携を促進していく必要がある。

また、2024年は各国・地域における選挙の年であり、各地で重要な選挙が実施されている。その中でも欧州議会選挙や日本総裁選挙、米国大統領選挙などを踏まえて新政権の方針が発表されているが、国際的な政権変更による不安定な情勢の中で、ますます二国間協力やG7などの枠組みを活用した国際連携が求められている。

デジタル・イノベーションの分野においてもこうした国際的な枠組みは非常に重要で、2022年に発足した日EUデジタルパートナーシップは、日EU双方の共通の関心分野を特定し、協力を推進していく枠組みとして重視されている。同等の価値観を持つ日EU連携を軸として、G7のような国際枠組みやデジタルデバイドの影響を受けるグローバルサウスとの連携も強化していくことを望む。

BRTは、2024年3月に開催されたG7 産業・技術・デジタル大臣会合のG7閣僚宣言において、広島AIプロセスの推進に合意されたことを歓迎する。

BRTは、2024年4月に開催された第二回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合の日EU共同声明により、デジタル問題に関するEUと日本の協力が前進したことを認識し、また、2024年5月開催の第5回日EUハイレベル経済対話において、デジタル市場におけるビジネスの円滑化に向けた日EU・EPA改正議定書の「データの自由な流通」規定についても、発効に向けた双方の国内手続きが完了したことを歓迎する。

また、新たに欧州委員が任命され、2025年よりフォンデアライエン委員長による第二期の政権が始まり、AIや量子等のデジタル分野における新たな政策が検討されることを踏まえて、本提言書を策定したところである。欧州委員会の掲げる3つの改革である「(i) イノベーションギャップの解消・(ii) 脱炭素・競争力強化に向けた計画 (iii) セキュリティ向上と脱依存性」には、研究開発への投資や人材育成によるイノベーションの促進や、イノベーションとデータ保護やサイバーセキュリティとのバランスを取っていく必要がある。

日EU双方で持続可能な社会の実現に基づき、信頼性のある自由なデータ流通、データガバナンスにおける二国間協力、量子-HPCコンピュータ、サイバーセキュリティ、人工知能分野での協力・促進に向けて、本提言が双方のイノベーション・エコシステムを強化し、日EUの経済成長を促進すると同時に、関係を強化するための解決策の一助となることを願う。

日本・EU 両産業界からの提言

WP-3 / # 01* / EJ to EJ DFFTの実現に向けたグローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 国境を越えたデータ流通、データのローカリゼーション要件の禁止、特に管轄区域内でビジネスを行うための条件としてのコンピューティング施設の使用または設置の禁止、ソースコードとアルゴリズムのアクセス要件の禁止、デジタル貿易を促進するためのデジタルプロダクトの無差別待遇などの高い基準を策定するための交渉を継続する。
- 2024年7月26日、WTO共同声明イニシアティブにより電子商取引に関する協定の安定化したテキストが発行されたことを歓迎する。特に重要なのは、電子送信に対する関税の賦課の禁止を含む条文である。
- 米国に対し、電子商取引に関するWTO共同声明イニシアティブに再び関与するよう促す。米国が国境を越えた自由なデータ流通に関する長年の要求に対しての支持を一部撤回することを決定したことに留意し、米国が2024年7月26日に発表されたWTO共同声明イニシアティブの「安定化テキスト」を支持しなかったことを遺憾に思う。日EU EPAのデータ条項への合意に達成した日本とEUは、WTO加盟国に対し、より高いレベルのコミットメントを提唱できると考える。
- 2024年7月の電子商取引に関する文書がWTO一般理事会に寄託されることを踏まえ、当該文書がWTO条約のAnnex4等に組み込まれるよう、最大限の努力を払う。電子商取引に関する協定を法的拘束力のある文書として前進させることが、急速に変化するデジタル環境において企業が対応可能なことを定め、デジタル貿易に関する世界的なルールを確立する重要な一歩となると認識している。本協定は、プライバシー及びデータ保護、電子認証、電子署名、電子契約、電子請求、ペーパーレス取引等の分野における規制枠組みの開発を促進するための重要な手段である。
- 国境を越えたデータの流通、データローカリゼーション要求の禁止、ソースコードの保護及びサイバーセキュリティのような重要な問題に関する交渉事項について追求し、適切なタイミングで電子商取引に関する協定の改正に含める。
- 民間部門が保有する個人データへの政府アクセス規則の作成に協力する。
- DFFTを実現するため、貿易協定や国際的な枠組みの中で複数セクターのデータフローに対しバランスのとれたアプローチを策定に向け、志を同じくする政府や業界と協力する。独自の基準を策定するのではなく、国境を越えたデータ交換に関する国際基準との整合性を確保する。
- 第2回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合の共同声明及び4月30日に署名したデジタル・アイデンティティに関する協力覚書において、組織強

化に関する日EU間の協力を確認した。

- OECDにおけるIAP（パートナーシップのための制度的取り決め）の設立に協力する。

BRTが確信していること：

- 第14回WTO閣僚会議（MC14）は、電子商取引に係る関税モラトリアムを延長するための重要な会合となる。MC14までに全署名国が国内プロセスを経て法的拘束力を与える可能性が低いことを考えると、BRTは、日本及び欧州当局に対し関税モラトリアムの延長を、MC14の重要な優先事項として維持するよう求める。そうでない場合、WTOが電子商取引分野における関税の受入原則を認めることになり、これはWTO発足以来の大きな後退となる。
- 第14回WTO閣僚会議（MC14）は、DFFT、データローカライゼーション要件の禁止（特にその領域内でビジネスを行うための条件としてのコンピューター施設の使用）、ソースコード及びアルゴリズムに対するアクセス禁止及びデジタルプロダクトの無差別待遇に関して、より高い基準に向けた交渉を推進するための重要な会合となる。
- 日EU EPA及び個人データ保護のための相互十分性の合意は、EUと日本が世界レベルで共通の課題を前進させる上での基盤となる。デジタル・イノベーション

とデジタル・トランジションを相互に促進することに加え、公平な競争条件と長期的な成長の展望を支援するために、WTOやFTAにおける電子商取引ルール構築を促進する努力が必要である。

WP-3 / # 02* / EJ to EJ DFFT の実現に向けた日 EUEPAとデジタルパートナーシップを通じた連携

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- BRTは、データローカライゼーション要求の禁止を規定した日EU・EPAの改正議定書が7月1日に発効したことを評価する。当該議定書には、自国の領域内で事業を行うための条件として、自国の領域内でのコンピューター施設の使用及び配置を含むデータのローカライゼーション要件の禁止が規定されている、両国はデジタル貿易を促進するためのより高いレベルのコミットメントに向けて引き続き交渉するべきである。また、日本及びEU当局は、日EUデジタル・パートナーシップの枠組みの中で規制に関する協力を継続し、半導体、AI、量子コンピューティングのような急速に進化する課題に引き続き取り組み、これらの分野におけるイノベーションを遅らせるような法律や規制要件の相違を回避するために、整合性のある法的枠組みに取り組むべきである。
- デジタル貿易を促進するため、デジタルプロダクトの無差別待遇、ソースコ

ード・アルゴリズムの移転・開示及びアクセス禁止を含めるよう、日EU-EPAの交渉を継続する。

- デジタルパートナーシップにおける2つの地域間の対話を追求し、IoTデータ、オープンデータ、標準を含むデータガバナンスと規則を含む現在および将来の規制枠組みの相互理解を創出し、セクターや地域間の分散型データ共有に関連する法的不確実性と複雑さを排除するためのEPAの規制協力枠組みにおける将来の協力と合意を目指す。
- BRTは、日本政府及び欧州委員会に対し、デジタルパートナーシップガバナンスを調整することを求めている。

WP-3 / # 03* / EJ to EJ デジタル技術の社会実装支援

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 分散型データ共有を通じてデータ駆動型経済を促進する相互運用性を可能にする。ことにより、地域間プロジェクトを促進する。
- EUと日本の間のデータ・エコシステムの相互運用性を達成するために、データ・フォーマットは可能な限り同じフォーマットで標準化されるべきである。
- 日本とEUの企業の競争力の向上や、地球環境問題等の社会課題解決のためにもデジタル技術の展開をより一層加速することが必要である。その実現のためには、法規制の緩和や手続きの簡略化、技術を実証できる特区のような環境を整備することで、社会実装の障壁を取り除くことが重要である。
- デジタル技術の活用によるメリットと留意点を正しく理解するための国民のリテラシー教育や社会受容性の醸成が必要である。

BRTが確信していること：

- EUや日本政府はデータのオープン化に積極的に取り組んでいるが、オープン化に消極的な国や地域もある。DFFTがすべての国に拡大される場合、実効的なコミュニケーションのため、そのフォーマットは可能な限り中立的である必要がある。その際、国毎に異なるデータ形式を使用することは困難である。
- DFFTに基づく国際的なデータ駆動型社会の実践例である、最終製品のカーボンフットプリントを計算するには、サプライチェーン全体で計算する必要がある。当該要件を満たすには、中小企業を含む全ての関係者がデータに容易にアクセスできる環境を整備することが重要である。
- 官民連携によるデータ駆動型社会の実現を促進するため、国民を含む全ての主体に対して説明の機会を積極的に提供し、十分な透明性を確保すると

ともに、ユースケースやそのメリットを明確に示すことで参加を確保する。

WP-3 / # 04* / EJ to EJ 安心で安全な信頼できる社会に向けたサイバーセキュリティ

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- サイバーセキュリティの分野における国際的な調和、特に、EUのサイバーセキュリティ認証スキームと日本におけるサイバーセキュリティの枠組みとの整合性、IoTデバイス、サービスの認証及びラベリングを含む国際標準との統合を追求する。
- 2024年6月に取りまとめられた「量子産業の創出・発展に向けた推進方策」等を踏まえ、将来的な量子コンピュータ時代の到来に備え、耐量子セキュリティ（量子暗号通信(QKD)、耐量子計算機暗号(PQC)とその複合技術)に関する技術・製品・サービス展開については、日EU間に障壁を設けず、協力すべきである。
- デジタル分野における両国間の協力を促進し、経済成長を促進することを目的とする日EUデジタル・パートナーシップの文脈において、欧州サイバーセキュリティ認証グループ（EUCS）の専門家によって検討されてきた、EU域内にデータを保存し、非EU締約国に設立された企業を除外することを含む、クラウドサービスのサイバーセキュリティ認証スキームの主権要件を認証要件から削除すべきである。

BRTが確信していること：

- セキュリティは、サイバースペースで価値を創造し、デジタル変革を実現するための前提条件として必要である。逆に適切な対策を講じなければ、脆弱性増大リスクが妨げとなり、利益を台無しにする可能性さえある。
- サイバーセキュリティ政策は、民間部門と公共部門の責任分担の上に構築されるべきである。
- グローバルな協調アプローチは、ハイレベル攻撃に対処するのに有効である。EU加盟国の各国窓口間で、一方はNIS、NIS2指令、他方は日本指令に基づき、セキュリティインシデントに関する情報共有スキームを構築すべきである。欧州委員会は、加盟国におけるNIS2の調和のとれた実施を確保するために努力すべきである。
- EUCSの主権要件は、EU域外に本社を置く企業（日本企業を含む）にも適用される可能性があり、データの自由な流れを阻害し、市場アクセスの事実上の障壁となる。デジタル分野における協力を促進し、両国の経済成長を促進することを目的とする日EUデジタルパートナーシップを踏まえた措置をとることが望ましい。
- EUは既存の規制を最大限に活用し、必要であれば、業界が不要な負担を負うことなく新たな規制に準拠できるよう、既存の規制は最小限の修正に留めるべきであり、リスクの低い製品については、自己評価と自己申告を認

めるべきである。また、新たなサイバーセキュリティの仕組みが義務化されるか否かは、まずは製品・サービスや利用シーンにおけるサイバーセキュリティのリスクがどのようなものであるかを明確に定義した上で、リスクレベルに応じて検討すべきである。

- 量子コンピュータ時代の到来により、既存の暗号技術は時代遅れになると予想される。量子コンピュータ時代の新しいセキュリティ技術は実用化の段階にあり、これらの技術の導入は公共と民間の両方に利益をもたらす。EUと日本は信頼されるパートナーとして、技術協力を一層推進すべきである。

WP-3 / # 05* / EJ to EJ 人間中心の AI 技術の社会実装

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 市民の基本的権利を保護するために、人間中心の信頼できるAIアプリケーションの開発と実装を支援する。
- AIがもたらす社会的リスクの低減とAIのイノベーションや利活用による便益の最大化とを両立させるためには、規制の性質、範囲、根拠を明確にするとともに、ユースケースを踏まえたリスクの計測・評価手法を確立するための継続的な国際的議論が不可欠である。
- AIの利活用は推進しつつも、著作権者の適切な保護が必要である。
- AIツールを使用して作成された著作物がどのような状況で著作権によって保護されるべきかを検討するために、すべての関係者と協議すべきである。
- AI技術自体がその使用方法によっては問題と解決の両方になり得るという事実を認識し、AIシステム開発者のみにリスク管理と法的責任の責任を負わせることを避ける。
- 日EU間のAI標準化に関する協力を強化し、両地域における人間中心で信頼性の高いAIの開発と展開を促進するとともに、国際標準化機関(ISO/IEC JSC)と協力する。協力のための重要な分野として、倫理的AIアプリケーションのための正確な標準化フレームワークを開発すべきである。
- 中小企業のAIにおける新市場への事業展開を容易にするために、中小企業への情報提供や人材確保等の面で支援を行う。
- 信頼性のあるAIの開発・利活用に向けて連携すること、安全性の向上のみならずビジネスフレンドリーな環境をつくるための標準の検討なども同様に重要と考える。
- 日EU間の強化、米国やグローバルサウス等も含めた連携のありかたを模索し、社会課題解決に向けて一丸となって歩みを進めることが重要であるとする。

BRTが確信していること：

- AIアプリケーションの潜在リスクに関する議論は、各業種で始まったばかりであり、収斂を期待するのは時期尚早である。AIに関連する潜在的なリスクは、利用方法や展開方式により業界によって大きく異なるため、適切な対策を実施する際には細心の注意を払う必要がある。
- AIは道路にイノベーションをもたらし、道路の安全性を高め、交通システムをより利用しやすくする可能性を秘めている。

WP-3 / # 06 / EJ to EJ ITA/ITA拡大

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- ITA/ITA拡大のための加盟国数の増加と対象製品の拡大に協力するとともに、ITA/ITA拡大に基づく第三国のWTO拘束力のある約束違反について調整する。
- さらにITAの拡大により、日本とEUの市民は、AIを含む進化するIoT技術とDXの恩恵を受けることができるようにする。

WP-3 / # 07* / EJ to EJ デジタル変革のための接続性の向上

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 6Gに向けた先進的な研究開発における日EU間の協力を強化する。
- 2024年に開催した日EU-ICT政策対話や第2回日EUデジタルパートナーシップ閣僚会合の合意内容を踏まえて、Open RAN・クラウド化・仮想化・エッジコンピューティングなどのイノベーションの進展を考慮し、5Gネットワークのオープン化を推進し、5G機器やソフトウェア市場の自由で活発な競争を促すとともに、サプライチェーンの強靭性を高める。
- 5Gネットワークのアプリケーションと導入に関する実用的で効果的なユースケースの共有を促進する。6G開発では、6G上で実現される技術やアプリケーションの開発を並行して進める必要がある。

BRTが確信していること：

- 全ての人が高速度で信頼性の高いインターネットへの接続を確保することは、デジタル変革の恩恵を享受するのに役に立つ。
- 5Gと6Gは、「サイバー空間と物理空間を高度に統合したシステムにより、経済の発展と社会問題の解決を両立させる人間中心の社会」、Society 5.0実現に向けた重要な柱である。政府は、政策枠組みを構築し、企業からの必要な投資を奨励し、信頼がありオープンでセキュアな5G/6Gインフラおよび

これらを支える光ネットワークを全ての人が遅れることなく持続可能な市場志向型ベースで利用できるようにするべきである。

- 5Gと6Gは、産業のあらゆる分野に対する革新的なサービスのためだけでなく、国境を越えた信頼できる関連データや分析が求められる自然災害や感染症等のさまざまな地球的規模の課題への対応等に対して重要な影響を及ぼす。

WP-3 / # 08 / EJ to EJ 次世代計算基盤の整備

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 産業利用が可能な次世代計算基盤の官民による整備を推進する。
- 量子コンピューティングなどの次世代コンピューティング技術に関する日EU間の研究協力を強化する。
- 次世代計算基盤を活用した地域の課題解決に貢献するソリューションの開発や社会実装への投資を強化する。
- 次世代計算基盤の進展に伴う大量の電力消費を考慮しつつ、再生可能エネルギー源を含む強固なエネルギー・インフラの開発と維持への投資を強化する。
- 量子コンピューティングと量子チップの開発と生産の文脈で、技術的な可能性を最大限に引き出すために、規制障壁の引き下げに取り組む。
- EUではEuropean High Performance Computing Joint Undertaking (Euro HPC JU)が2018年に設立され、量子コンピューター等のファンディングを行っているところである。既に公表されている量子コンピューターの調達案件については、入札対象が Digital Europe Programmeの参加国における企業等に限定されており、日本企業が当該入札資格を得るためには、日本国が Digital Europe Programmeの「準加盟国」として参加する必要があるため、日本当局に対して参加交渉を依頼する。

BRTが確信していること：

- 世界を取り巻く環境が不確実性を増し、社会課題がより複雑なものになる中、様々なデータをより高度に活用し、問題解決と新たな価値創出に取り組むことがより一層重要となっている。
- HPC、AI、疑似量子、量子コンピューティングなど、高度な計算能力を有する次世代計算基盤を整備し、多くのユーザーが活用できる環境を構築することは、これまで解決できなかった複雑な社会課題の解決やイノベーションの実現に大きく貢献する。

WP-3 / # 09 * / EJ to EJ サプライチェーン強靱化に対する協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

(半導体)

- 半導体バリューチェーンのアクティブプレイヤーになり、フロントエンド、バックエンド、設備、資材、労働力、エネルギー等、半導体を中心とした能力/コンピテンシーのエコシステム全体を構築する。
- あらゆる種類のチップ技術の製造における日 EU 協力のための知見を共有し、能力を構築する。

(重要鉱物)

- 重要鉱物の調達、精製、取引における日 EU 協力のための知見を共有し、能力を構築する。
- サプライチェーンの強靱性に関して、EU と日本企業の公平な競争条件を促進する。

BRT が確信していること：

- 世界の半導体需要は大幅に増加している。自動車分野の需要は、自動運転、車両の接続性の向上、シェアードサービス、パワートレインの電動化により、2030年までに倍増する。最先端の技術に加えて、自動車分野の最大の需要を占める大型ノード（90 nm以上）のチップが不可欠である。
- モビリティやその他の産業の変革には、重要な鉱物（例えば、電池、主要技術の進歩）の安定的かつ持続可能な供給が必要である。特定の国への過度の依存を減らすためには、多様化と志を同じくする国々の戦略的協力が必要である。

WP-3 / # 10* / EJ to EJ デジタル経済に向けたスキル開発

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- サイバーセキュリティ、AI、ロボット工学シミュレーション、メタバース、ブロックチェーンやそれらを支える半導体領域のような他の技術を含むデジタル変革の恩恵と信頼を得るために投資する。
- 新しい技術から生まれる新しい雇用機会の要件を満たすために必要な技能の創造を支援する。
- 中小企業のデジタル化とデジタル経済への参画を促進する。

BRTが確信していること：

- AIやロボット工学やそれらを支える半導体領域などの新技術は、雇用と経済成長の新たな機会として認識されるべきである。

WP-3 / # 11 / EJ to EJ 私的複製補償制度の抜本的見直し（私的複製に対する補償制度）

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- デジタルコンテンツの技術進化や合法的流通チャネルの進化を考慮に入れ、私的複製補償制度の抜本な見直しを協力して行う。現行の補償制度を、増えつつあるデバイスやクラウドサービス等に拡大することは避けるべきである。悪影響が出ることを示した独立調査報告書の結論に基づき、今後の補償制度を策定すべきである。

BRTが確信していること：

- 改正に向けたいかなる見直しは、包括的な視点の下、ライセンスに基づくクラウドによるコンテンツ・ストリーミングモデルの開発と共に、私的複製からの権利保持者とクリエイターへの補償を確保する利用可能な新規の方法を考慮に入れるべきである。その目標は、消費者、権利保持者、サービス・機器プロバイダーにとってより透明性があり、予測可能でバランスの取れた、ゆがみを回避できる方法による制度改正に焦点を当てるべきである。それを達成するために、特にEUの政策立案者に以下を提言する。
 - 域内市場のゆがみを防ぐことを目的として、加盟国における著作権補償制度の進展を注視する。
 - 加盟国が確実にEUの法律と判例法を適正に実施するようにする。
 - 提言に従い、明快で一般的なアプローチで補償金の計算と適用に取り組む。

WP-3 / # 12 * / EJ to EJ 研究・開発協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 人文・社会科学を含む様々な学問分野の融合、イノベーションの発展と社会的実現のため、人材交流や国際標準化を実現するためのフォーラムの創設を主導する。
- 地域や大学、企業を含めたスタートアップ・エコシステムの構築・発展を促進するとともに、スタートアップの創出や成長のための環境整備に係るグローバルな協力関係を強化する。
- 半導体、AI、量子技術、ブロックチェーン、6G、水素、燃料電池の研究開発協力を深める。
- EUの研究開発制度であるHorizon Europeについて、2024年12月より日本が準加盟国としての参加交渉を開始したことを歓迎する。2024年7月にカナダが準加盟国交渉を終了し、韓国も交渉を終了している。よって、日本の競争力確保及び日EU間における研究開発協力の促進のため、日本がHorizon Europeに参加できるよう、交渉を加速化させる。

BRTが確信していること：

- 現代の社会システムは複雑化しており、問題の解決には単一の学問や研究領域に閉じないさまざまな知見が必要となる。特に、自然科学・工学系と人文・社会科学系の研究者が連携し、課題設定と研究・開発に取り組むことは、社会課題の解決や新たなイノベーションの創出につながる。
- スタートアップは、技術革新や社会課題解決を通じて社会変革を起こす先駆的なプレイヤーである。日EU両国が協力し、グローバルに活躍できるスタートアップの創出・育成の支援を強化することで、両国のイノベーションの加速化が期待される。

WP-3/ # 13/ EJ to EJ 巨大オンラインプラットフォーム規制の執行における協力

BRT から日本と EU の両当局への要望

- 両国政府当局は、デジタル市場法やスマートフォンソフトウェア競争促進法の実効的な実施・執行を確保するため、密な情報交換を継続して行うべきである。

BRTが確信していること

- スマートフォンソフトウェア競争促進法の規制対象事業者がデジタル市場法においてゲートキーパーとしての指定も受けている点に鑑み、各法域における規制の実施・執行から得られた知見を共有することで、各規制は一層実効的なものとなる。
- 特に、アプリストアやオペレーティングシステム（OS）の相互運用性に関して、ゲートキーパーが、セキュリティやプライバシー、OS の完全性を理由として自らの行為を正当化する場合、当該行為が必要かつ正当であり、より制限の少ない手段がないことを立証しなければならない。両国政府が協力してゲートキーパーにより提示された正当化事由の評価にあたることで、執行の実効性を高めることができる。

WP-3 / # 14 / EJ to EJ 自動運転の調和した展開に向けた協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 規制の枠組みとロードマップを調和させるための協力を強化し、一貫性のある同期した方法で自動運転と連結運転を展開する。
- 自動化され接続された運転の領域で国際標準と相互運用性の枠組みを作成するための努力を引き続きリードする。
- 欧州連合（EU）の一般安全規則と、インテリジェント・スピード・アシスタンス（ISA）、エマージェンシー・レーン・キープアシスタンス（ELKS）、

アドバンスド・ドライバ・ディストラクション警告（ADDW）に関する委任規則に調整する。

BRTが確信していること：

- 欧州と日本の産業界は、自動化されたコネクテッドドライビングの先駆者となる可能性を秘めており、雇用と成長を創出し、道路に革新をもたらし、道路の安全性を高め、交通システムをより利用しやすくする。
- 欧州と日本の企業が自動化され接続された運転に投資し、市場にソリューションを提供するためには、整合・同期化され安定した法的確実性と予測可能な市場状況が必要である。

WP-3 / # 15 / EJ to EJ AI法のガイドラインの早期公表

BRTからEUと日本当局への要望：

- 2024年7月12日にEU官報に公示されたEU AI法は、AIシステムと汎用AIモデル（GPAIモデル）に関するさまざまな規則を導入し、「禁止されたAI慣行」の使用禁止や、「高リスクAI」についてリスク管理システム構築等の規制が適用される。
- EU AI法は域外適用が可能な規定となっており、EU域外の企業及び組織にも広く適用される。例えば、EU AI法は、EU内でAIシステムを上市し、サービスを開始、又は汎用AIモデルを上市する提供者や、AIシステムの提供者及び配備者であって、当該AIシステムによって生産されたアウトプットがEU域内で使用される、第三国に事業所を有する又はEU域外に所在するプロバイダーやデプロイヤーに適用される。
- 「禁止されたAI慣行」に関する規定は2025年2月1日に適用開始となる。そのため、欧州委員会による「AIシステム」の定義および「禁止されたAI慣行」に関するガイドラインはできるだけ早いタイミングで発行される必要がある。
- また、AIシステムの提供者・配備者である日本国内の企業・組織としては、EU AI法の適用範囲の中でも、特に域外適用についてガイドラインが必要である。欧州委員会にはEU AI法の適用範囲に関する実践的なガイドライン（FAQsを含む）の作成・公表を早期に行っていただけるよう要望する。

BRTが確信していること：

- AI法の準拠のためには、業界がAI法の様々なルール（域外適用範囲、禁止されたAI慣行など）を遵守するのに役立つガイドラインを早期に公表する必要がある
- AI法と、EUでビジネスを行うため必要な他の法律（the Radio Equipment Directive, the Cyber Resilience Act等）との関係性は、特に市場投入前にCEマーキングを取得するための適合性評価プロセスについて、明確にす

るべきである。

- ハイリスクAIの定義は、製品に組み込まれたAIシステムやサービスにおけるユースケースや具体的な製品例を示して明確に定義するべきである。

WP-3 / # 16 / EJ to EJ データ法のガイドラインの早期公表

BRTからEUと日本当局への要望：

- EUのデータ法は、2024年1月11日に発効し、2025年9月12日に施行予定。当該法律は、欧州委員会が発表した欧州データ戦略の一つとして立法されたものであるが、EUデータ法の適用範囲の限界事例が明らかではない。
- 2024年9月13日に欧州委員会がEUデータ法に関するFAQを公開したところ、企業向けの当該FAQを更新することを要望する。また、EUデータ法の適用開始日である2025年9月12日に先立って、欧州委員会がEUデータ法の適用範囲についてガイドラインも作成・公表することを要望する。

BRTが確信していること：

- データ法を準拠するためには、早期のタイミングで公表されるガイドラインが実務上必須となる。
- Standard Contractual Clauses (SCCs)については、データ法の施行に向けて準備する十分なリソースを持たない中小企業を含めた全ての利害関係者を支援するため、早い段階で公表することが強く推奨される。

航空

WP-3 / # 17 / EJ to EJ 航空分野における政府主導の産業協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 政府財源による刺激策により、航空分野における日EU産業協力規模の著しい改善を図るために、相互の信頼、平等、相互利益の考えに基づいて、継続的な対話を確立する。このことには持続可能な燃料のような環境問題における幅広い協力も含まれている。

WP-3 / #18 / EJ to EJ 小型無人機及びシステムに関する協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 小型無人機及びシステムの戦略的分野における研究開発及び生産における日EU産業協力を目的とした常設の対話窓口を設置する。

WP-3 / #19 / EJ to EJ 航空機の承認に関する協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- MRO及び研修に関連する付属文書の議論を加速する。

WP-3 / # 20 / EJ to EJ ヘリコプターのナビゲーション規則に関する協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- ヘリコプター向けの低高度IFRルートの開発および衛星ベースのナビゲーション規則に関して、より高度かつより良い協力を日欧間で構築する。

宇宙

WP-3 / # 21 / EJ to EJ 宇宙活動の規制に関する協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 勢いを失うことなく宇宙分野の規制問題について引き続き緊密に協力し、ビジネスのあらゆる側面での協力を維持する。
- 以下の目的を達成するために、日EU宇宙産業フォーラムの設立を検討し、日EU宇宙政策対話の直後に組織的に会合し、政府と産業界が支援し、共同で開催する日EU宇宙産業フォーラムの設立を検討する。
 - 日EU宇宙政策対話の主要成果のより良いコミュニケーション；
 - 産業界協力のさらなる推進
 - 民間宇宙エコシステムの成長支援

BRTが確信していること：

- 協調および相互に開かれた市場は、日EUの宇宙事業における目標達成とグローバル市場で双方の潜在的可能性を実現するための機会となり得る。
- 日EU宇宙政策対話は宇宙における協力をさらに推進し、定期的に続けていくべきである。
- 中小企業を含む欧州の宇宙企業には、相互に連絡を取り合う組織（ユーロスペース、SME4space、各国の宇宙産業協会）があり、宇宙機関の顧客との正式な連絡チャンネルを持っているが、EUおよびESA加盟国の宇宙企業と日本の宇宙企業とを結びつける一般的なチャンネルはない。

WP-3 / # 22 / EJ to EJ 次世代打上げ機の技術、産業における日欧の協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 次世代打上げ機などの宇宙活動に関連する製品およびサービスの開発における技術協力と産業協力を強化する。

BRTが確信していること：

- 国の基幹ロケットを取り巻く日本と欧州の環境は類似している。両者とも国の独立した宇宙へのアクセスを保証する責任を有するが、官需だけでは不十分であり、打上げ回数を維持するためには市場競争力を持つことが不可欠である。
- 衛星の新しい用途が急増している中、商業市場における競争に日本とEU両者が勝つには、継続的な改善が必要である。このような改善には類似のハードウェア開発が多数必要となるため、迅速で経済効率性に優れた開発に日EUの協力が不可欠である。

モビリティ

WP-3 / # 23 / EJ to EJ 電池生産の協調的資金調達

モビリティ業界の変革には、革新とバッテリー技術への投資が必要である。依存関係を減らし、国際競争力を維持するために、目標を定めた資金調達が必要である。

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- EUと日本における電池生産とそれに伴う価値創造を支援する、同じ考えを持つ国々の間で電池の研究、開発、生産に対する資金を調整する。
- 電池製造現場に安価で環境に優しいエネルギーを提供する。

WP-3 / # 24 / EJ to EJ 電気自動車 (EV) の充電インフラの整備

エレクトリック・モビリティには、必要な環境の整備と維持、特に充電インフラの整備に政府の支援が必要である。

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- エレクトリック・モビリティの促進、投資の動員及びEV(乗用車及び大型車両)のための国際的な相互運用可能な官民充電インフラの構築に関する知見を共有する。
- EU加盟国と日本で、顧客に優しい十分な公共および民間充電インフラ(例えば、高速道路沿いの高出力充電のための様々な選択肢、魅力的な家庭用充電器のための補助金、都市部と農村部の充電器には駐車場が含まれる、充電規格に関係なく補助金が含まれる)を開発する。

- EU と日本企業の間で将来の充電規格に関する交流を促進し、充電関連の要件と認証の整合性を検討する。
- 次世代蓄電池の交換と双方向EVの可能性を含むグリッドの柔軟性を促進する。
- 電気自動車の充電にグリーンエネルギーを提供する。

WP-3 / # 25 / EJ to EJ 電池の設計・製造における EJ のリーダーシップ

BRTから日本とEU当局への要望：

- 革新的な中小企業を電池産業育成プログラムに組み込み、日欧の産業リーダーを育成する（日本のRE技術、欧州のRE生産能力）。

EU 産業界からの提言

WP-3 / # 26 / E to J 衛星打上げの政府相互バックアップ

BRTから日本当局への要望：

- 政府の打上げに双方の上げ機を使用し、打上げの相互バックアップ協力体勢を実現する。

BRTが確信していること：

- 国際宇宙ステーションの未来型補給機HTV-Xは、欧州のアリアン6ロケットの打上げバックアップサービスの恩恵を受けることができる。

WP-3 / # 27 / E to J デジタルトランスフォーメーションを加速する

BRTから日本当局への要望：

- イノベーションをコストではなく機会として捉える。
- デジタル成熟度センターを構築し、競争力を取り戻すための移行を支援する。例えば、研究開発と製造における最新技術と実際の状況を検証するための反復可能なプロセスを備えた大学内のセンターを設立し、ギャップを埋めるためのロードマップを構築する。

BRTが確信していること：

- EUと日本は競争力を獲得し、デジタルトランスフォーメーションの加速に積極的な役割を果たすために協力する必要がある。

WP-3 / # 28 / E to J 日本にやる気のある技術者を残す

BRTから日本当局への要望：

- 優秀な人材を集めるために、日本に住む価値を高める。

BRTが確信していること：

- 報酬が低いと人材が外に出て行ってしまうので、グローバル市場と連携する必要がある。

WP-3 / # 29 / E to J デジタルサービスと貿易に関する保護的だが実施しやすい規制枠組みに向けた協力

BRT から日本当局への要望 :

- EUと同様の環境・消費者保護規則を採択し、日本の中小・大企業がデジタルサービスを最大限に発展させ、日本と EU との間の貿易、特にオンライン貿易を促進できるようにする。

BRTが確信していること :

- 非常に急速に拡大している法的状況、特にデジタル分野やオンラインとオフラインの商品販売において、AI 分野や環境分野のような「リスク」の概念に基づいて EU が実際に策定したコンプライアンスと規制の枠組み (EU における細分化された複雑な EPR の枠組みを参照) は、EU と日本の間の商品の自由な移動をより複雑にしたり、EU 内のデジタルサービスを開発する意欲を低下させ、また、日本の経済事業者の欧州での貿易意欲を低下させたりする可能性のある、異なる EU 諸国の事業者のコンプライアンスを幾何学的に変化させたりしてはならない。

日本産業界からの提言

WP-3 / # 30 / J to E サイバーレジリエンス法のガイドラインの早期公表

BRTからEU当局への要望：

- EUのサイバーレジリエンス法は、2024年12月10日に発効し、主要義務は2027年12月より適用開始の見通し。当該法律は、欧州市場において流通するデジタル要素を有する製品において一定のセキュリティ要件を課すことを目的に作成されたものである。
- EUサイバーレジリエンス法は事業者とデジタル製品を対応に適用されると規定されているが、デジタル製品の範囲が広範である。また、継続的なモニタリングやアップデート等の適用義務において、本法令を遵守するためには実務的なガイドラインが必要となる。2027年の適用開始に先立ち、欧州委員会がEUサイバーレジリエンス法の適用範囲についてガイドラインを作成・公表することを要望する。

BRTが確信していること：

- サイバーレジリエンス法を準拠するためには、早期のタイミングで公表されるガイドラインが実務上必須となる。
- デジタル製品の対象範囲や継続的なモニタリングやアップデート等の義務について、明確にガイドラインに記載されるべきである。

WP-3 / # 31 / J to E EUCSにおける主権条件の撤廃

BRTからEU当局への要望：

- EU内にデータを保存し、非EU締約国で設立された企業を除外する等の要件を含む、欧州サイバーセキュリティ認証グループ（ECCG）の専門家によって検討されたクラウドサービスサイバーセキュリティ認証スキーム（EUCS）の主権要件を削除することを確認する。

BRTが確信していること：

- EUCSに関する主権要件はEU域外に本社を有する企業（日本企業を含む）にも適用され得るものであり、自由なデータ流通を阻害し、市場アクセスにかかる事実上の障壁を構成しうる。デジタル分野の協力を推進し、両国の経済成長の促進を目的とする日EUデジタルパートナーシップに鑑みた対応が望まれる。

※本提言内容は、現在日本側のみが支持しているものである。

(別添) 本年度新規追加項目一覧

番号	内容	当局者
WP-3/#08	次世代計算基盤の整備 (EuroHPC JU)	EJ to EJ
WP-3/#13	巨大オンラインプラットフォーム規制の 執行における協力	EJ to EJ
WP-3/#15	AI法のガイドラインの早期公表	EJ to EJ
WP-3/#16	データ法のガイドラインの早期公表	EJ to EJ
WP-3/#18	小型無人機及びシステムに関する協力	EJ to EJ
WP-3/#30	サイバーレジリエンス法のガイドライン の早期公表	J to E
WP-3/#31	EUCSにおける主権条件の撤廃	J to E